

安全保障理事会決議 2114 (2013)

2013年7月30日、安全保障理事会第7014回会合にて採択

安全保障理事会は、

キプロスにおける国際連合活動に関する2013年7月5日の事務総長報告書(S/2013/392)を歓迎し、

同島の支配的な状況に照らして、国際連合キプロス平和維持軍(UNFICYP)を2013年7月31日以降も維持することが必要であることにキプロス政府が同意したことを留意し、

次の報告期間中に事務総長の周旋について報告する彼の意図に留意し、そして解決を見出す責任はまず最初にキプロスの人々自身にあるという事務総長の断固とした確信に同調し、キプロス紛争および同島の分断の当事者を包括的および持続性のある解決へともたらす支援における国際連合の主要な役割を再確認し、

今日までに為された進展および10月の交渉を効果的に進めるための準備に当事国が打ち込んでいる活動を歓迎し、

交渉に完全、柔軟かつ建設的に従事する全ての当事者に国際社会が与えた重要性を想起し、また交渉のより徹底的な面に向けた動きが、関連する安全保障理事会決議において定められた、政治的平等を伴った二共同体、二区域連邦に基づく永久的な、包括的なまた公正な解決に未だ結果をもたらしていないことに留意し、両側に対し、中心的問題についての実質的な交渉を再開することを奨励しそして現状は持続不可能であることを強調し、

2011年10月31日と2012年1月23日の二人の指導者との事務総長の会合中に進展を鼓舞する事務総長の努力を歓迎し、そして彼の努力に対する継続的支援を表明し、

軍事的信頼醸成措置に関する審議と議論を進める必要性に留意し、残された信頼醸成措置を履行す

る再開された取組および共同体間の信頼を構築するための更なる措置の合意と履行を呼びかけ、

キプロス人による境界線の継続した通過の重要性を再確認し、そして他の通過点の相互の合意による開通を奨励し、

包括的および恒久的なキプロスの解決から生じる全てのキプロス人にとっての多くの重要な利益を確信し、両側およびその指導者に対し、積極的な公的説明を促進することを促し、そして彼らに対し、両側が解決の利益を、またそれらを確実とするための柔軟性と妥協を増加させる必要性を、将来行われるであろう住民投票よりも十分事前に、両共同体に明確に伝えることを奨励し、

国際連合の信用性を損ねていることが和平プロセス自身を損ねていることを考慮し、

国際社会の支援する役割、とりわけ現在の機会を完全に利用するためにギリシャ系キプロス人およびトルコ系キプロス人指導者達を支援することに向けて現実的な措置を取ることに於ける関係当事者の役割の重要性を強調し、

同島および境界線沿いの治安状況が安定しているとの事務総長の評価に留意し、そして緊張の高まりをもたらし、これまで達成されてきた進展を損ない、若しくは同島への善意に損害を与える、どのような行動をも回避することを両側に対して促し、

両側が国際連合によって用いられた 1989 年の覚書を受け入れる場合には、緩衝区域の事態が改善するという事務総長の断固とした確信を想起し、

両側が、緩衝区域において残っている地雷原へのアクセスを差し控えていることおよびキプロスにおいて地雷により与えられた危険が続いていることを指摘しつつ、キプロスにおける地雷除去を継続しなければならないことに遺憾の念をもって留意し、また地雷除去作戦と残された地雷原の除去の再開を促進することに関する迅速な合意を促し、

行方不明者委員会の活動の重要性を強調し、同委員会の活動を実行するため同委員会にあらゆる地区に対するアクセスを許可することを促し、またこの過程が共同体間の和解を促進することを信頼し、

女性の集団を含む、市民社会集団の積極的な参加が、政治過程に必要不可欠でありまた将来の解決を持続可能とすることに貢献できることに合意し、女性が和平プロセスにおいて重要な役割を果たすことを想起し、特に同島における全ての国際連合機関によるものを含む、二共同体間の接触および活動を促進する全ての取組を歓迎し、また両側に対し、市民社会の積極的な関与と、経済機関と商業機関との間の協力の奨励を促進すること、そしてそのような接触における全ての障害を取り除くことを、促し、

平和維持の展開への積極的、戦略的な働きかけを遂行するための安保理の必要性を強調し、

あらゆる平和維持活動を、効率性と有効性を確保するため密接な調査の下に置き続ける事務総長の意図を歓迎し、適切な場合には UNFICYP の調査を含め、また現地の発展および当事者の見解を考慮に入れながら、UNFICYP の職務権限、兵力の水準および他の資源並びに活動の概念のさらなる調整のための適切な場合には勧告を含む、解決に関係する緊急対策計画の重要性に留意し、

包括的解決へと至ることを目的とした本格的な交渉の実行において当事者を支援する職務権限を持つ事務総長特別顧問としての、アレキサンダー・ダウナーの継続した取組、および事務総長特別代表としてのリサ・ブテンヘイムの取組をまた歓迎し

キプロス政府およびギリシャ政府による、UNFICYP の資金への自発的拠出金に対する事務総長の感謝、並びに他の諸国および機構からの更なる自発的拠出金への事務総長の要請に同調し、また UNFICYP へ要員を提供している加盟国に対し感謝の念を表明し、

全ての国連平和維持活動における HIV/AIDS および他の感染症の予防と抑制について、平和維持要員に周知徹底する国際連合による取組を歓迎しまた奨励し、

1. 本格的な交渉においてこれまでになされた進捗状況を認識するが、このことは十分ではなくまた包括的且つ恒久的解決の結果をまだ生みだしていないことに留意し、そして両側に対し、中核的問題に関する明白な進展に達するためその議論を続けることを促す。

2. 事務総長報告書 (S/2013/392) に留意する。

3. 安全保障理事会決議 2026 (2011) を想起し、そして両側の指導者に対し次のことを求める。

(a) 取組をする前に中核的問題に関する意見を一致させる一層の活動を行うこと。

(b) キプロスの人々の日常生活を改善する目標について技術委員会と作業することを続けること。

(c) 意見の一致と前に進める方法についての社会の意見を絞り込むこと、またより建設的で一致させた意見が出せることを含む、交渉のための社会の雰囲気を改善すること。

(d) 適切な場合には、過程への市民社会の参加を増やすこと。

4. 信頼醸成措置の履行を促し、また軍事上の信頼醸成措置と他の検問所の開通を含む、そのようなさらなる措置についての合意および履行を期待する。

5. 行方不明者委員会の死体発掘要求に便宜を図るあらゆる努力を歓迎しそして全ての当事者に対し十分なアクセスを提供することを求める。

6. キプロスに関する全ての関連諸決議、とりわけ 1999 年 6 月 29 日の決議 1251 (1999) およびその後の諸決議を再確認する。

7. UNFICYP への完全な安保理の支援を表明したその職務権限を 2014 年 1 月 31 日に終了するまでの更なる期間延長することを決定する。

8. 両側に対し、未解決の問題に関する早期合意に達するために、緩衝区域の画定に関して、および国際連合の 1989 年の覚書に関して、UNFICYP との協議に、UNFICYP の職務権限を尊重しながら緊急事態として、従事することを継続することを求める。

9. トルコ系キプロス側およびトルコ軍に対して、2000 年 6 月 30 日以前に存在していたストロベリアにおける軍事的状況へと戻すことを求める。

10. 両側に対し、地雷除去者へのアクセスを許可することおよび緩衝区域内のキプロスにおいて残っている地雷の除去を促進することを求め、また両側に対し、緩衝区域の外へ地雷除去作戦を拡大することを促す。

11. 事務総長に対して、2014年1月10日までに、解決に関連する緊急対策計画を含む、本決議の履行に関する報告書を提出した安全保障理事会に対して必要に応じて事件に関する最新情報を伝え続けることを要請する。

12. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するために UNFICYP によってなされている努力を歓迎し、事務総長に対して引き続き、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを要請し、また兵力提供国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、懲戒処分などの行為により、全面的なアカウントビリティを確保するため、懲戒処分そのほかの処分をとることを促す。

13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。